

事務連絡
令和8年3月30日

都道府県
指定都市
中核市
市区町村
各
民生主幹部（局）御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置に係るQ&A（その4）の送付について

「介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について」（令和8年1月21日付社援発0121第10号厚生労働省社会・援護局長通知）において、介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に関する条件等について周知したところですが、以下のとおりQ&Aを作成しましたので、管内の施設・事業所及び介護福祉士養成施設等に対する周知についてお取り計らいを願います。

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | Q & A（その3）に、「帰国後に厚生労働省及び地方出入国在留管理局への申請を行われない。」とあるが、結果確認通知書は、帰国後の海外現地住所に送付されるのか。 | 結果確認通知書の海外への発送は行わない。別紙様式1の返送先住所は、国内の特定技能所属機関又は登録支援機関の住所を記載いただきたい。 |